

○水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の施行に伴う経過措置を定める規則

令和2年3月31日

水戸市規則第80号

改正 令和3年3月31日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号。以下「条例」という。）付則第5項の規定に基づき、条例の施行に伴い必要な経過措置を定めるものとする。

(地域移行支援型ホームの特例)

第2条 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、令和7年3月31日までの間、条例第225条第1項（条例第253条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

(1) 茨城県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条第2項第1号の規定により茨城県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が、指定共同生活援助の事業等を開始する時点において、法第89条第1項の規定による茨城県障害福祉計画において定める茨城県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない茨城県又は区域内において当該事業等を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について条例第225条第2項から第9項まで（条例第253条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第3条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

第4条 地域移行支援型ホーム事業者は、原則として、利用者に対し、2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

第5条 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外

の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から2年以内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第6条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について条例第238条又は第259条において準用する条例第66条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から2年以内に住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第7条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望を聴くとともに、他の障害福祉サービス事業者等から必要な助言等を得る機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、茨城県又は市が設置する法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して、定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（平成18年10月1日以前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住宅として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第8条 指定共同生活援助事業者（平成18年10月1日以前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、条例第225条第1項（条例第253条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（平成18年10月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

第9条 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日以前から指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行っている場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、条例第225条第7項及び第8項（条例第253条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福

社サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）の全部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第171号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第10条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4，同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は，条例第231条第3項及び第245条第4項の規定は，令和6年3月31日までの間，当該利用者については，適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4，同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は，条例第231条第3項及び第245条第4項の規定は，令和6年3月31日までの間，当該利用者については，適用しない。

(1) 当該利用者の共同生活介護計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて，市長が必要と認めること。

（令3規則41・一部改正）

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

第11条 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。），同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。），法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規

定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）で、平成18年10月1日以前から存するものについて、条例第155条第3項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。

- 2 平成18年10月1日において旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の適用を受けていた知的障害者通勤寮については、条例第155条第3項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

第12条 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる旧精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの若しくは指定知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）で、同日以前から存するものにおいて、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う

場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、条例第59条第1項、第89条第1項（条例第141条及び第172条において準用する場合を含む。）、第155条第1項又は第182条第1項（条例第195条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。